

消 防 計 画

(目的)

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条第 1 項に基づき、
における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この計画は、
に勤務し（居住し）、出入りするすべての者に適用する。

(防火管理者の権限と業務)

第 3 条 防火管理者は、
とし、この計画についての一切の権限を有するとともに、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成、変更及び提出（改正の都度）
- (2) 消火、通報及び避難誘導等の訓練の実施並びに消防機関への指導要請
- (3) 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督並びに消防機関への報告
- (4) 建築物、火気使用設備器具、その他火災予防上留意しなければならない施設等の検査の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 消防用設備等の設置位置及び発災時の避難経路を明示した図面の作成及び周知徹底
- (7) 自衛消防隊の編成及び任務分担の周知徹底
- (8) 法令に基づく関係機関に対する報告及び届出等
- (9) 管理権限者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

(火元責任者の指定)

第 4 条 火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を次のように定め任務分担を指定する。

火元責任者	担当場所	任 務
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 吸がら及び火気使用設備器具の管理 ・ 電気設備器具の安全確認 ・ 消火器等の管理 ・ 避難経路の確保 ・ 地震時の出火防止 ・ その他火災予防上必要な事項

(火災予防上の遵守事項)

第5条 火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認する。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整頓しておく。
- (3) 灰皿、吸がらの後始末を完全にする。
- (4) 廊下、階段、通路、出入口等その他避難のために使用する施設には、避難の妨害となる設備を設けたり、物品を置いたりしない。また、避難口等は、容易に開錠できるようにしておく。
- (5) 消防設備等の周には、装飾等をしない。
- (6) 火災を発見した場合は、消防機関（119）に通報するとともに防火管理者に連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。
- (7) 喫煙は、指定した場所で行う。

(法定・自主点検検査)

第6条 建物等の自主検査及び消防用設備等の法定点検・自主点検は、別に定める点検検査表に基づき、次により実施する。

(1) 建物及び消防用設備等の自主検査

検査対象	検査実施日(年回)	検査員
建物		
火気使用設備		
消火設備		
警報設備		
避難設備		

(2) 消防用設備等の法定点検

点検対象	点検実施日		点検員
	機器点検	総合点検	
消火器	月	月	氏名 又は と点検保守契約を結び、点検、整備を実施する。

(結果の記録及び報告)

第7条 点検、検査の結果は、「防火対象物維持台帳」に記録しておくとともに消防用設備等の点検結果については、 年に1回、鈴鹿市消防長に報告する。
また、不備欠かんを認めるときは、早急にその是正を図る。

- 2 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合には、「消防訓練計画・実施報告書」により消防本部へ通知するものとする。

附 則

この計画は、 年 月 日から施行する。